

## 第7章 日 当

### (日 当)

第43条 日当は、弁護士1名あたり次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	5万円
1日（往復4時間を超える場合）	10万円

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。